

2017年度 第2回
町田市障がい者施策推進協議会

平成29年6月26日（月）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○中島担当課長 定刻になりましたので、そろそろ始めさせていただこうかと思います。何人かまだお席のほう为空席になっておりますが、始めさせていただきます。

改めまして、2017年度第2回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます障がい福祉課担当課長の中島です。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴人の方は特にいらっしゃっておりません。

本日、会議の議事録作成と計画策定の支援のため、委託業者の会議録研究所と都市設計工房が同席しております。また、会議録は町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、町田市のホームページに掲載させていただきます。ご理解をお願いいたします。

また、本日、聴覚障がい者の方の情報保障として手話通訳の方も同席いただいております。発言者の方は、前の方の通訳が終わりましたからお名前をおっしゃった後、次の発言をしていただきますよう、ご配慮よろしくお願いいたします。

では、まず事前配付しました資料の確認をいたします。

本日の会議の次第が1枚、資料1、障がい者計画の実行プランアンケートのまとめ、ホチキスどめのやつが結構厚い束になっていますけれども、全部で19ページのものになります。資料3、2016年度の障害者優先調達推進法に関わる町田市の取り組みについて、以上です。

続いて、本日机の上に置かせていただきました当日配付資料の確認をいたします。

資料2、町田市の障がい者虐待の状況について。

以上です。足りない資料はございませんでしょうか。

なお、本日、第5次町田市障がい者計画を会議で使用いたします。お持ちでない方いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。今お届けに参りますので、ちょっと挙げていただいでよろしいですか。すみません。

では、最後に留意点についてもう一点お伝えしたいと思います。

本日、委員の皆様にご発言いただく際のマイクの使用方法について、ご説明いたします。今、前に置いてございますマイクですけれども、下の楕円形のボタンを押すとマイクがオンになり、青いランプが点灯されると思います。その青いランプが光ってからご発言いただいて、発言が終わりましたらもう一度ボタンを押して、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、【2】議事に移ります。

これより進行を岩崎会長にお渡しいたします。岩崎会長、よろしくお願いいたします。

○岩崎会長 皆さんこんにちは。

それでは、議事の次第に沿いまして、議事の（１）第５次町田市障がい者計画実行プランについて、検討していきたいと思います。

資料１のほうに、皆様から事前にいただきました意見が載っております。このアンケートは、障がい者計画の「とくにがんばるとりくみ」について、市で取り組んでほしいことを書いていただくものでした。今回、皆様のご意見を参考に、実際に市で何に取り組むか検討が進み、その進捗管理についてまとめた「実行プラン」が完成いたします。本日の会議は、このことについて意見を充実させることが中心となりますので、計画の「とくにがんばるとりくみ」を比較のほうで見ながら、資料に関係することでも新しいことでも、これを機会にご発言をいただきたいと思います。

かなり項目数が多いので、前半の項目については大体10分程度ぐらい、後半の５以降の項目については１つ５分ぐらいをめどにしたいなというふうには考えておりますけれども、なるべく活発なご意見をぜひいただきたいと思います。

あと、進め方についてなんですけれども、１つずつやってまいります。まず最初に事前にこのアンケートの内容に関連して、小野部会長のほうから特に、さらにこういう意見が欲しいところであるとか、それとか、この協議会に参加されている方のご意見のところ特にこの辺についてもうちょっと説明をいただきたい点とか、そういったことを最初にもらいながら進めていきたいというふうに思います。

それでは、まず最初１、学び、文化芸術・スポーツ活動のことということになります。「とくにがんばるとりくみ」としては、それこそ小・中学校における取り組み、社会教育における取り組み、文化芸術・スポーツ活動についての取り組みが一応、重点施策として、計画のほうで挙がっているところの分野でございます。

まず、この１に関して小野部会長のほうから何かございますでしょうか。

○小野委員 小野です。

まず補足をもう少し委員の方に伺いたいなというか、きょうは協議会なので、計画部会でも聞けることは計画部会で伺いたいこうと思いますので、協議会の委員の方からの意見のところで、補足や追加の意見を伺いたいと思っています。

１つは、２ページ目の下から３つ目の清水さんから出ている障がい児・者の余暇活動の場なんですけれども、もう少し具体的にこういうふうな制度を活用して、こんなふうなことはできないのだろうかという提案があればお伺いしたいです。

それから、もう一点は、この中では出されていないんですけども、森山委員にお尋ねしたいんですが、生まれながらの障がいのある人たちは、小学校、中学校、高校を卒業した後、一般就労したり、あるいは作業所に行ったりということなんです、その高校を卒業した後ももう少し学習というか、高校を卒業した後、障がいのない人たちは、障がいのある人も行けますけれども、例えば大学であったり専門学校であったり、そういうような希望というのは学校の側からはないのかなという、その点をちょっとお伺いしたいです。

○岩崎会長 そうしたら今、小野委員からご指摘があったことでも結構ですし、ほかの方についても結構ですけども、特に1、学び、文化芸術・スポーツ活動のことに関連してご意見のある方、挙手をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

じゃ、堤委員のほうからお願いします。

○堤委員 堤です。先ほどの小野さんの2番目とも絡むのかもしれないんですが、それから1ページ目の聴覚障がい者が大学や専門学校で学ぼうとすると通訳は自費であるというのが載っていて、これで私も言わなくちゃと後から思いついたんですが、肢体不自由の人たちが今、大学等に進学するときにとっても問題になっているのが、ヘルパー制度では通学が使えない、それから学内の介助が使えないで、基本、大学のほうでさまざまな学びの取り組みはしていたりするんですけども、それをかわりに書く代筆の部分とか点訳とか、そういったことに取り組んでいる大学は多いんですが、実際にトイレの介助、食事の介助等までやってくれる、そういう仕組みのある大学は本当にまれで、うちの利用者さんでも大学の通学のときに通学手段がなく結局、有料介助を使わざるを得ない状況とか、あと学内の介助についても有料介助で対応せざるを得ないという現状があるので、肢体不自由の大学の通学についても何らかの、せめてヘルパー制度とか移動介助が使えるようにしてほしいと思います。

以上です。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○森山委員 森山です。

先ほど、小野委員のほうからもご質問があったのとあわせてと思っています。

今、堤委員からもお話がありましたが、身体障がいの生徒たち、大学に通うときに大きなネックになるのが、本当に通学のところと日常生活の支援という部分になっています。いつきよりも大学側の受け入れ体制というのは整備されているというふうに思っていますし、そういうふうに充実しているところもふえてきているのが現状です。ただ、実際に通いたいという大学がそういう支援をしてくれるかといったら、まだまだそういうところは課題があるのかなと

いうふうに感じています。

それとあわせてですけれども、本校の卒業生で進学、専門学校も含めてというところですが、身体障がいの生徒たちはそういう希望があるというのは、ほとんどの生徒が、知的障がいのない生徒は大学進学していくのが現状です。知的障がいのある生徒たち、身体障がいがなく知的障がいの生徒たちもあわせてですけれども、その生徒たちのほとんどが一般就労、もしくは福祉的就労という部分に進んでいるのが現状です。いつときよりも今、移行支援事業所が多くなってきているというところで、それが就職の訓練だというふうな捉え方もありますけれども、まだまだ勉強する機会だというふうに捉えると、選択の場は広がってきているのかなというふうに感じてはいますけれども、それ以外のところ、今、早稲田のところにも大学カレッジというところができたりもしてきているところでは、やっぱり学びたいという希望もあるというのが現状です。障がいのない生徒たちは専門学校、大学にほとんど多くが進んでいくのが現状ですけれども、障がいのある生徒たちの選択として、きちんと学びというものも選んでいける社会になるのがいいのかなというふうには感じているところです。

以上です。

○岩崎会長 ちょうど大学の話が出たんですけれども、大学では多分ほとんどの大学でノートテイクの養成を結構やっているの、聴覚障がいの方についていうと、そんなに、逆に大学のほうはいいんですけれども、多分、中高ではほとんど保障がないんじゃないでしょうか。大学なんかだと、逆に同じ時間帯でその授業をとった学生がいるので、ボランティアみたいな感じでノートテイクをつけられるんですけれども、でも、中高はみんな同じ時間帯でやっているの、ボランティアを入れるというのは難しいですね。そういった中で、よく学生、聴覚障がいの学生に聞くと、ほとんど何か、一応FMのあれをつけてもらったりはしているんですけども、聞き取れなかったりとかする中で、結局のところは親御さんに教えてもらったりとかというふうな感じで復習をして、何とか学力を保障したみたいな話を聞いたりもしますけれども。

あと、肢体に関しては確かに、現実的に学生のボランティアが対応するのは、多分食事ぐらいまではいけるんですけれども、やっぱりトイレ介助はなかなか同じ学生でやってもらうというのは難しいので、そういった移動とトイレに関しては、やはり外の方の介助を入れないと、なかなか現実的には厳しいのかなということは思いますけれども。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○清水委員 清水です。

先ほどの2ページ目の小野委員からのご質問なんですけれども、具体的な提案には至らないかもしれないんですが、例えばスポーツをやるようなサークルとか絵画とか、何か民間のレベルでも多分、企画して実施している団体さんとかもあると思うんです。思うんですが、そこが公表されていないということも一方では考えられるかなというふうに思うので、もう少し情報を共有できるような場面、例えば、町田市の広報にそういうコーナーを設けて記載して、皆さんが見れるような状態をつくるとか、ホームページの中で載せていくとか、何かそういう具体的な工夫ができるといいかななんて思ったりしています。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

この1について、ほか、ご意見ございますでしょうか。

○森山委員 今、清水さんがおっしゃっていただいた、そのとおりだなと思います。やはり、一般の講座というのはたくさん開かれていると思うんです。そこに障がいのある子たちが行っていいのかというような質問も聞くことがあります。そういうところでは、そういう方たちもぜひいらしてくださいよというようなアピールがあれば行きやすいのかなというふうに思いますし、それだけでも選択肢というのが広がっていくのかなというふうに思いますので、それも一つの伝え方の工夫じゃないかなというふうに思います。

○岩崎会長 そうしたら、まだご意見あるかもしれませんが、一応この後に気がついたことでも多分、文書でさらに追加で提出いただくような対応も可能ですよね、事務局の方。

○金子統括係長 はい。

○岩崎会長 ですので、きょうお気づきになられたことでも、終了後でも、またメール等々で言っていただければいいと思います。

そうしたら次、2にいきたいと思います。

2、暮らすことですね。ここでは、重点課題が地域での暮らし、住まい、地域生活への移行という3点を重点施策として、計画のほうでは挙げています。

そうしたら、小野部会長のほうからお願いいたします。

○小野委員 ここはたくさん意見をいただいているので、一括できるところは一括したいと思いますけれども、まず全体を通じて言えることは、緊急一次やショートステイ、あるいは家族から自立した暮らしに移行していく体験型の生活の場というのが、特に知的障がいや肢体不自由の重い人たちにとって必要だと思うんですが、そういったものがほとんどない。ショートステイという点では、精神の方もそうだと思うんですが、それが本当に少ないということ

が挙げられていました。それは自分自身も実感をしています。

その後、3ページは特にグループホームについて、現状の問題点が指摘されていますけれども、その一番下のところですね。清水さんのほうから、初めて一般のアパート探しをするときに物件探しのサポートや契約時にそばにいてくれるような支援があるとよいという、これは何か制度的に使えるものがあるのかどうかを知りたい。

それから、4ページに坂本さんのほうから、2つ目の丸ですね。東京都で試行しているアウトリーチを町田市でも取り入れていただき、地域に住居でき生活ができるようにという意見なんですけど、この東京都の試行事業のアウトリーチをもう少しお伺いしたいと思います。

それから、その次が清水さんのほうから、町田市の地域生活支援事業の移動支援ですね。町田市の場合、月に18時間という、区部だと月に50時間とか40時間とかあったりするんですが、特にやっぱり町田市は少ないという意見が多いんですけども、この真ん中の丸の下から2つ目ですね。特に身体・精神障がいの方の利用のところでは、この移動支援自体の利用が少ないという指摘があるんですけども、そこをもう少し。僕が聞く限りでは、その18時間が足りないという声はたくさん聞くんですけども、利用の少なさというところをもう少し伺いたいです。

それと、その1つ上に、地域生活への移行でこれも清水さんなんですけれども、精神の社会的入院を解消する、問題を解決するために、保健所を中心に行政、病院、地域が地域生活移行を進めるための協議場面が急務であると。これは、今回の国が出している指針の中で、精神障がいにも適用した地域包括支援の仕組みを整備せよということが出されていて、予算的な裏づけはほとんどない提起があるんですけども、そのことを指しているのかどうかですね。

5ページから6ページにかけて、きょう大久保委員が来ていないので、できれば大久保さんが来ていれば、5ページのところで丸の3つ目ですね。これは堤さんでも大丈夫なのかな。障がいを理解して、要するに高齢者の居宅支援事業者が多いので、障がいを理解して率先してサービス提供してくれる事業所が少ないと感じると。個々の障がいの特性を理解し、支援してくれる事業所をふやすにはどうしたらいいか。

その下のところで、これも大久保さんなんですけれども、精神のところですね。これもすごい具体的な提案なんですけども、これは障がい者支援センター、5カ所、町田市にできましたが、その連絡会の中で出されている意見なのか。もし清水さんがわかれば教えていただきたいんですけども、熟練したPSWが所属する町田地域と鶴川地域の支援センターから、事務的な手続業務を除き、移行支援者として育成し、調査に入ってこそ積極的な支援になると考える。すごい具体的な提案なんですけれども、こういう議論があるのかどうか。

その下の精神の地域生活で、訪問看護や地域活動支援センターによる訪問のシステム、これが具体的にその他の地域であるのかどうか、その辺をお聞きしたいのと……

○岩崎会長 もうちょっと巻いてください。

○小野委員 はい。

その次の6ページのところでは、ここもいろいろあるんですけども、一番上の精神病院から地域生活に移行した障がいのある方への生活サポーター、これが制度的には何かあるのかどうか。一番下から2番目、公営住宅のこの車椅子で利用できるという現状は、一体どれだけの数があるのか。

それから、その下の重度訪問介護で、基準ができて一定利用しやすくなったという評価はあるんですけども、下から2行目、124時間の上限が設けられ、ニーズを満たせない利用者が見受けられる。これはどの程度の実態があるのかをお聞きしたいという点です。

すみません、以上です。

○岩崎会長 じゃ、今ご指摘をいただいた点、それ以外のことでもいいですけども、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○清水委員 全てお答えできるかどうか、ちょっとすみません。障がい者支援センターの5カ所にこの意見をまとめたもので、その深いところまで聞き取っていないというのは実態です。

まず、3ページですね。初めて一般のアパート探しをするとき云々というところで、制度はないという理解でいます。

それから4ページ、地域生活への移行という4つ目の丸なんですけれども、今、厚労省のほうで出されている仕組みの整備を指しているというよりは、ずっとこの間、社会的入院の問題というのは掲げられているんですが、保健所が本来中心になりながら、行政、病院、地域というところで、町田としてどうするのということを協議する場面がないということと言わんとしています。あるとしたら、この既存の推進委員会、ここに地域が入っていくとかということが現実的ではないかと思っているんですが、それがなかなか実践されていないという現状です。

その下はごめんなさい、私はちょっと理解できていない点です。

あとは5ページ下の、他地域でこういう実践があるのかというところは、私自身も把握をしておりません。聞いておりません。

それから6ページ、精神科病院からの生活サポーター、これは東京都で行っている退院促進事業という、今何カ所なんだろうかね。6カ所か何か東京都内で委託をしているんですけれ

ども、その事業の1つとして、当事者が生活のサポートを行うなんていう事業は行っています。
すみません、ざざつと言うと、そんなところになります。

以上です。

○岩崎会長 どうも清水委員、ありがとうございました。

ほか、これに関してでも。どうぞ。

○坂本委員 4ページが一番最初にある坂本の提案ですが、これは相談のほうに入れていただきたいなど。1番目の私の体験からということですね。

それから、先ほど小野部会長からありましたアウトリーチの件なんですけど、これは多摩保健所のイノウエ所長からこの前の講演がありまして、それで実際に今、八王子と、それから練馬区と新宿区、これが2年くらい前からアウトリーチで移行しようと。これは4つくらいの多職種でそこへ住めるように持っていこうということで、今モデルでやっているそうなんです。それで、町田市も手を、町田市というか、さるびあ会だったんですけども、手を挙げたらどうですかとは言われたんですけど、これは保健所がまず絡まないといけない。多摩の総合精神保健福祉センターのほうの所長さんからの話です。そういうことで、こういう話が何か移行のために今、結構苦労しているみたいなので、その辺は何か参考にできればと。

それから、今のところ、相談部会のところに5ページ目の下から2番目ですか、大久保さんの発言している地域生活移行とか、そういう相談のところと、いろんな、これは全部項目がダブって入っているところが結構あるんですね。このまとめ方は市のほうでやっていただいたみたいですけども、暮らすこと、それから相談のところと、これは全部いろいろなところがダブっております、どういうふうに整理していいかなと思って見ているんですけど、相談部会のところ、これは相談部会なのかな、5センターつくられたということなんですけれども、これは非常に精神のほうからいけば、清水さんの働きなのかどうか分かりませんが、本当に5センターが、福祉の方々が精神のところをこんなに支援してもらえる、相談所をいっぱいつくってもらえる、あるいは支援してもらおうと、素晴らしいことをどうもありがとうございました。

精神についての話をしますと、これを本当にやってもらえるだけの基盤ができるのかどうか。5センターの今、内容とあれ見っていますが、それでどういう内容とどういう支援をですね。ここで鶴川と、それから町田地区ですか、これがP SWがあって支援ができますということになっていますけれども、ほかのセンターはもう2年たって、去年の一応、会議資料を見ていたんですけども、実際には結構混乱を起こしている状態ですと。5センターのほうの相談に来

る内容がですね。だから、これが本当にうまくいっているのかどうかということをやっぱり検討して、その中にどういうふうに支援してもらえるかというのを試作品でやっぱり検討する事項ではないかなというふうに思っております。

それで、やっぱり地域に移行するためにどういう手段が必要なのかとか、どういう支援があってというので、全国的には旭市の旭中央病院とか、病院が中心になりながら地域移行というのを結構進めています。それで町田市も大体今4病院ぐらいありますよね、精神の病院の。そこの連携をとりながら地域移行であったり、その福祉、ですから保健所と、それから福祉と、医療が本当は入らなきゃいけないんですよね。医療が町田市の場合は全然入っていない。これで本当に地域移行とか何かというのは進められるのかどうかという、これは私の疑問点だけでありますけれども、そういうことをもう少し入れると、千葉の旭市ですけれども、これは大体180床あったところを大体20床まで全部、大体3年から4年ぐらいで移行できましたという実例もあるんですね。それから、結構そういう実例がふえてきていますので、もう少し何かそういう移行できる対策というのは考えられてもいいのかと思っております。

ぜひ、今の5センターでいきまして、それから今の移行のところにつきまして、ぜひ皆様の力によりまして、よろしくお願ひしたいと思う。それで、アウトリーチにつきましては、ぜひ進められればと思いますので、よろしくお願ひします。

○岩崎会長 ほか、大分時間が経過しているんですけども、いかがでしょうか。

堤さん、どうぞ。

○堤委員 先ほどの小野委員からの質問に絡めて幾つかですが、まず4ページ目の移動支援の条件が厳しいという部分は、ちょっと精神の方のはわからないんですが、身体の場合は1級に限られているというところで、例えば3、4級でもかなり外出がおぼつかなくなっている人たちは使えないという部分で、たしか愛の手帳は何度というのに関係なく出ていたと思うので、身体は1級のみというところが厳しいのかなと思います。

それから、5ページの高齢者サービスから入ってきている事業所がほとんどであってというので、この場合、今、私自身が例えば自分のところのヘルパーステーションだけを見ていたときには気づかなかったんですけども、最近相談支援をやって、複数事業所を使っている方々と出会っている中で感じることは、介護保険の事業所って物すごく報告を細かく書くんです。トイレ何回行ったとか、どこそこでトイレ介助したとかも、そういう細かいのを全部書かれるのは嫌だと言っている声が1人と、それからやっぱり、ほかの事業所はわからないですが、例えば障がい関係で私のイメージだったら、家事支援といっても部分的には、例えば身体

に属するようなことで、ちょっと何々してくださいというようなことを、家事だったら家事しか絶対にやらないというあたりですごく厳しかったり、それから障がいのほうでは、障がいを持っている人とヘルパー一緒に例えば調理をしたり手伝ったりするのは、割と普通に家事援助としてできるんだけど、介護保険のほうだと自立支援というのが身体介護に属するということで、身体介護で請求が行っていた例とか、介護保険の前提でやっていると、すごく障がい者にとっては何か窮屈。障がいのことを知っている事業所と違う窮屈さを何か感じているという人はすごく多くて、実際に私の知っている方は余りにも細かくいろいろ書かれてしまうのが嫌でやめてしまった。その事業所はやめちゃったというような話もあります。

それから、公営の車椅子住宅というのは、これは感覚的に書いているんですけども、ここ10年ぐらい、少なくとも市営の公営住宅がふえていないような印象があって、都営はぼちぼち最近多いんですけども、市営はちっとも、10年ぐらいは新しいのができていないのではないかなという印象なので、もし違っていたらごめんなさいです。

それから、6ページ一番下の部分ですが、どれぐらい件数があるかといったら、私がかかわっている人の中では4人は少なくともあって、これは、ここに十分書いていないんですけども、通院と外出、合わせて上限124時間なので、通院ですごく遠方に行ってしまうと、あと定期的に社会活動とかしている方ですと、124は割とすぐ超えちゃうんですよ。例えば月3回、8時間ぐらい定期的な活動をやっていて、月1回ぐらい遠方の通院とか、あと、細かく通っている方々もいるので、だからこれは実際、今は124で計画をつくっていますが、全部出ればもうちょっと余裕ができるのにねみたいな話は、今4人ぐらいまでとは話しています。

以上です。

○岩崎会長 大分この項目で時間オーバーして、どうしても一言言いたいということがあればお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

そうしたら、次の項目にさせていただきたいと思います。

日中活動・働くことです。基本的には、この計画の重点施策の中身を読んでもらうと、それに対応するものが一応こちらに振り分けられていると思いますので、項目だけ見るといろいろ重なっていると思いますが、重点施策の内容をごらんになっていただくと、どういう趣旨かというのはわかっていただけるかと思います。

日中活動就労のほうでは、福祉的就労と日中活動、一般就労についての重点施策を立てております。一応それに対応するというございます。

そうしたら、小野部会長のほうからお願いします。

○小野委員 ここもいろいろあるんですけども、絞り込んで、ちょっと追加でお伺いしたい点です。

まず、7ページの下から2つ目の丸の町野さんのご意見で、そのご意見の一番最後の2行ですね。行政が、企業と障がいのある人双方の望みをマッチングさせコーディネートする専門職を配置することは無理だろうか。このジョブコーチに相当するのかもしれないですけども、何か具体的な事例や制度的なものがあれば教えていただきたいというか、ご提案いただきたいと思っています。

それから8ページで、2つ目の丸のところ清水さんのほうから、町田市はA型、B型、特にA型も少ないですね。一般就労は体力や通勤の問題があり、ニーズがあるのではないかと。このA型、B型、福祉的就労の雇用と非雇用ですね。実際に、このA型をどうふやしていったらいいか。雇成型となってくると、最低賃金の保障、町田ではスワン1号店、2号店しかありませんが、清水さんのほうで、こうやったらふやせるんじゃないかという提案があれば、お願いしたいと思います。

それと、9ページのところで、一番上の丸のところで、これも大久保さんの意見なんですけれども、きょういらっしゃらないので、これも、ずばりこの意見は僕も賛成ですね。きょうのところで答えは出ないと思うんですけども、優先調達で具体的な目標を立てて、それを義務化を他部署も含めて設定するというのはいいいことだと思いますね。

あと、その下の谷内さんのところで、下の丸の3つ目ですね。市役所における障がいのある職員採用試験で、障がい特性に応じた試験方法。具体的に町田市で取り入れたほうがいだろうということがあれば、提案をしていただきたいと思います。

以上です。

○岩崎会長 どうぞ、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○町野委員 すみません、私ども民生児童委員は余り障がいの方にかかわるところが少ないので、自分にかかわった方というと、やはり親御さんが生活保護に入ったとか、そういう方が多いんですけども、たまたま40代の方で緑内障から全く目が見えなくなってしまって、普通の会社に行っていたんですけども、おやめになって、就職をしなきゃならないということで、親御さんのほうから相談を受けたんですね。それで私も大分動いたんですけども、実は視覚障がいの方を欲しいというような条件を企業がハローワークとかそういうところに出せないということで、いろいろ障がいの方を今何%とらなきゃいけないということがあるので、お話は来るんだそうなんですけれども、その面接に行くと、いや、うちが欲しかったのは視覚障がい

の方じゃなくてみたいな形で、相当いろいろなところへ行ったのに全部断られてしまったということで、大企業なんかですと3%から何%かを障がいの方をとらなきゃいけないということがあって、そのうまくいっている企業というのは、大体障がい者とかハローワークとか企業との、それをすごく希望をマッチングさせるようなコーディネーターがいい人がいると、その企業には障がいの方の雇用が物すごく進んで、いい環境になっているということをやっと大きな企業の方、何人かに聞いたものですから、大企業じゃなくても、市にそういったコーディネーターができる人がいたら、設置していただけたら障がいの方もすごく希望が持てるんじゃないかなということで、実際それがあつかないか私は全然知らないのです、どうなのでしょうということなんです。

○岩崎会長 町野委員、ありがとうございます。

すみません、最初に言うことだったんですけども、発言の前にお名前をぜひ言っていただけると、速記の関係でよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

ほかご意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○谷内委員 桜美林大学の谷内です。

9ページの下に書かせていただいた件なんですけれども、昨年度ですか、本学で視覚障がい者の学生が公務員希望をしまして、それで私はてっきり町田市にも点字受験があるのだと思って学生と調べたところ、実は点字の受験をしていないということを私も昨年度知りまして、彼女は他市に行ったんですけれども、それが非常に、今、障害者差別解消法が施行されている中で、ぜひここに具体的に、まずは点字と書かせていただいているんですけれども、ぜひ視覚障がい者の受験を認めていただきたいと。これは就労生活部会のほうでも意見は出ておりまして、市のほうも今、検討していただいていることかと思えます。

あわせて、下に書いています知的障がい、精神障がいの方々の今後、積極的な雇用も検討中だと思いますので、その際も当然それぞれの特性に応じた受験方法というのがあるかと思えます。試験時間の延長もそうですし、また、個別の配慮ですね。そういったことをぜひ、国家試験だとか、センター試験なんかもそれぞれ、いい悪いはちょっと置いておきまして、それぞれの障がい特性に応じた方法を行っていますので、ぜひそんなのを参考にいただきながら、検討していただければと思います。

以上です。

○岩崎会長 民間である大学はもう対応しているので、義務がある役所のほうは当然、対応していただけると思えますけれども、ほかはいかがでしょう。

特に、この日中活動・働くことに関してご意見はございませんか。そうしたら、次の項目に行ってもよろしいでしょうか。

そうしたら次は、これもなかなかいろんなご意見出ているところですけども、相談することでございます。「とくにがんばるとりくみ」としては、障害者相談支援と支援機関の連携を挙げております。

そうしたら、小野部会長のほうからお願いいたします。

○小野委員 丸の3つ目、また清水さん、ごめんなさいね。たくさん出してもらっているの。窓口に来られない人、いわゆる引きこもりがとても多い。本当にそうだと思うんですが、これの定期的な訪問というのは具体的に制度で使えるもの、先ほど坂本さんのほうから、アウトリーチの東京都の試行事業というのが紹介されていましたが、ほかにもあるかどうか。

それから、その下の精神障がい者で生活保護を受けている方、お金の管理ができず支給前になるとほとんどお金がなくなり、さらに体調を崩す方がかなりいる。どのぐらい。これは知的障がいでもあり得るんですね。週単位での支給、隔週での支給などができると、これはとてもいいことだと思いますね。

その下が、今、町田市に5カ所の障がい者支援センターができていますけれども、地域割りをしているんですね。これを地域割りをせず、どこへ行ってもいいよ、これもいい意見ですね。そのことで補足の意見があればお聞きしたい。

その下の坂本さんの訪問、いわゆるアウトリーチは先ほどの東京都の試行事業のことだというふうにとめました。その下の基幹型障がい者センターの意見については、12ページの大久保さんの意見とちょっとぶつかるので、そこは後で触れます。

12ページの自立支援協議会、この施策推進協議会が実は自立支援協議会になっているんですが、他市でも余り実効性のある自立支援協議会が機能していないところが多いですね。実際に、町田市でこれをどう機能を充実させていくかというのは、今度の計画の中では非常に重要なポイントだと思っています。

その下の大久保さんからの基幹型障がい者支援センターの件ですが、先ほど民間で委託すべきだという意見もあったんですが、これは僕は久保さんの意見と一致しているんですけども、実は他の区市で基幹型障がい者支援センターを民間に委託して、さまざまな問題が起きています。実際に機能していなかったり、回らなかったり、行政機関でないと解決できない困難ケースなども多くある。そういった中で、この町田市でどう具体化していくかが今度の障がい者計画の実行プラン、もしくは障害福祉計画の中では考えていかないといけないと

思っています。

その下の特定相談支援事業所への補助、助成をというのは、ほかの市に事例があればお聞きしたいと思ったんですが、きょう大久保さんはいらっしゃらないので、指摘だけにとどめておきます。

以上です。

○岩崎会長 この問題に関して、ご意見どうぞ。

○坂本委員 先ほど小野部会長からありました精神障がいのため外へ出ていけないということで、訪問してもらいたいというのだから、訪問介護とか何かとか、そういう形で訪問して、どういうニーズがあるとか、あるいはどういう必要性があるかという、病気に対してのいろんな支援をしてもらえる体制はできないかということで書いた話ですね。

今、実際に高齢者のところは訪問していますので、こういう事例で今できる例がそろそろ市のほうでもありそうですということで、私は今、市の福祉に行ってみてどういうのができますかとかいろいろと聞いて、それから保健所へ行ってみたりして相談はしています。引きこもりの場合の、じゃ、どういう支援をもらえますかと。そういうことで、今の支援体制がもう少し運用できていけば、できるのかなと。

それから、先ほどちょっと質問した内容は、精神のところの相談について、5センターできましたと。5センターで本当に精神のところの支援ができるのかどうか、この辺は一度検討していただきたいなど。というのは、私自身がやっぱり5年かかっているんですね、再発して、会話できるまで。だから、それでようやく今2年目になって、ようやく会話が成立し出したと。そういう事例からいいますとよっぽど、こういうノウハウを教えていただければもう少し普及しやすいのかなと思いますので、ぜひ部長会、あるいは清水さんの専門だと思しますので、そういう一つの支援の仕方ですか、教えていただきたいと思っています。というところですね。

ぜひ、ひとつよろしくお願ひしたいと。

○岩崎会長 坂本委員、どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

○坂本委員 そうだ、それでもう一つですね。そのために、本来であれば電話であったり相談の機能を一通貫でできるようにしてもらえないかという、ワンストップで相談できますよと。精神の場合も、いろんな精神があるわけですね。鬱から発達障がいから、いろんな意味でのいろんな精神の障がいがありまして、それをやっぱりどこかで受けとめてもらって、それを整理できるような相談の窓口をつくってもらえればと。これは福祉の分野なのか、医療、保険、福

祉ということで考えた場合に、そういうところの機能があるともう少し何か整理しやすいのかなど。

はっきり言いますと、精神のところは親もわからないというのが今の現状じゃないかと思うんですね。ですから、その辺の。ただし今、大分、医療環境も変わってきてまして、軽傷でほとんど、昔みたいに長い期間しなくても、大分社会復帰できるようになってくる、あるいは自立できるようになってきているというのが今の、精神系の中の一部がそんな感じに今変わってきているということで、ぜひ福祉のほうの支援のほうも、そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○清水委員 清水です。幾つかのご質問に、お答えが可能な範囲でと思います。

10ページの窓口、いわゆる引きこもりの方へのご支援というところで、その引きこもりということがどういうところから生じているのか、精神的な症状からなのか、それとももっと違うところなのかによって、福祉サービスの対象者かどうか、それによって定期的に訪問とかというのが制度としては、いわゆる福祉サービスを受ける対象でない引きこもりの方への支援は全く制度としてはない状態です。ただ、予備軍ではあるということの一つ言えると思いますし、実際NPO法人ゆどうふさんとかは補助を受けないでこういった方たちのご支援をしているなんていう実態もありますので、そういう今ふえていられる中で、ちょっとその補助の対象というのも考えていく必要があるのではないかななんて、それは個別に思ったりしています。

それからその下、かなりいる、非常に曖昧な表現だと思いますが、じゃ、どれくらいいるのかというと、なかなか数字ではあらわしにくいかなと。ただ、実際に事業所に通ってこられる方の中でも、お金を使い過ぎてしまって、そのことで通所が、お金がない、通所ができないなんていう方たちもいらっしゃるの本当、事実です。各所でどれくらいなのでしょうね。うちの事業所でいうと、B型で44名の方がいらっしゃいますが、生活保護を受けていらっしゃる方はその3分の1ぐらいで、こういう状況になられる方は3分の1の中の5分の1ぐらい。感触です、すみません。

あと、地域の窓口という縛りですけれども、これは市民の方にとっては本当に必要なことだと思います。あと、予算上そういうところをどうしていくのと。実は5センターの中でも、先ほど町田と鶴川は精神のと、それはそれまで精神の障がいのある方をご支援してきた実績のある法人がその2カ所であるという背景なわけなんですけれども、じゃ、そこに集中してしまったときに、その予算面とかどうしていくのかとかなんていうことは、ちょっと複雑な問題と

してあり得るかなと思っています。実際スキルの差といいますか、実績によつての5センターの差というのは、2年目を迎えて正直、ちょっと明らかになってきつつあるのかなんていうふうに個人的には思っておりますし、先ほど2カ所は移行に専念して云々というのは、全く町田地域障がい者支援センターと話している話でもありませんし、センターの中でそういう話題が出ているということもありません。そこはちょっと、つけ加えさせていただきます。

12ページの基幹型障がい者支援センターの件なんですが、ここは法人連として意見が出されている部分です。やはり行政でないと解決できない困難ケース、いわゆる虐待のケースなんてもちろんそうですけれども、あと、措置で対応せざるを得ない状態だったりとか、ご本人を守るためにですよね。それから、先ほどのスキルの差というところでも、知的の障がいの方のご支援が得意なところと精神のなんていうふうに分かれてきつつありますので、そこは基幹型のセンターがサポートして進めていかないと、地域によって支援の格差が生じてしまうななんていうふうにも感じておりますので、やはりここは行政が担っていくというのが、やはり市民のニーズがはかれる一つではないかなというふうには思っています。

下は、他市の事例があつての話ではないと思います。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。相談とか今いろんなご意見が出ているような、5つの相談センターであつたりとか、基幹である行政との関係性であつたりとか、そういったことも含めてもう一回検証するということが今回の実行プランの中で必要なことかなというふうに思いますけれども、ほかはいかがですか。

○坂本委員 前、4期の資料を見ているんですけれども、2009年から2013年までのデータから今回の事業計画をやっている、実行している最中でして、今、新年度の予算を組もうということですが、この中で身体障がい、それから身体障害者手帳とか、それから精神の場合は自立支援のところの数字が出ていまして、精神のほうからいきますと、自立支援の数字が7,000件くらい、六千幾らという数字なんです。この5カ年で、精神のほうが大體1.5倍になっているんですよ。それから、愛の手帳というのが1.15倍、それから身体障がい者のほうが1.07倍という数字で4期の中で出ておまして、そうすると、これからいろんな障がいというのは、ふえてくる数に対して予算の割り振りがあつて本来の、それからいろんな支援のところも、そういう形で推移しているかどうかというのを、市のほうの福祉には一応、質問状は出していますが、その辺で本当は予算分けとか、それから今の重点のところを出しながら相談の窓口とか、それを整理しておかないと、何か今の現象面だけ、あるいは現象面なのか、それをど

れからやっていくかという、今回もこのアンケートを見て、これをどこに絞りながら進めていくのかというのがよくわからなかったと。もう少し整理して、本来はどこに使いたいとか、そういうことで本当は計画部会のほうで進めていただければ、もうちょっと何か具体的に提案、改善ができるような課題になるんじゃないかなと。まだ4回目で、余りよくわかりませんが、そんなことをちょっと疑問に思いましたので、ちょっと参考にさせていただきたいなと思っています。

○岩崎会長 坂本委員、ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○町野委員 町野ですけれども、先ほどおっしゃってありました週単位での支給とか、生活保護のお金の使い方がずさんなのということがありましたけれども、これは精神障がいとか障がいの方じゃないんですけれども、普通の方で生活保護を受けている方が、生活援護課がかかわっているんですけれども、ケースワーカーさんがやはりお金の使い方が非常にずさんで、全部使っちゃって、後はないから何とかしてくれとかという方がいて、以前やっぱり週単位でケースワーカーさんが払ってあげていたことがあるんです。なので、この辺はちょっと交渉の余地はあるのかなと思うんですけれども、ただ、ケースワーカーさんも町田市は90件ぐらいお一人が持っていますので、かなり大変な状況だと思うので、援護課の人数を結局ふやさないと、これが可能かどうかというのがちょっとわからないんですけれども、お話を援護課にするのは価値があるかなというふうに、ちょっと今思いました。

○岩崎会長 ありがとうございます。

そうしたら、ちょっと時間も押しておりますので、次の科目に行ってもよろしいでしょうか。

そうしたら、続きまして、家庭・家族を尊重すること。これに関しては、特に重点施策は、「とくにごんばるとりくみ」として結婚・出産・子育ての支援、障がいのある人の子育ての支援ということが重点に挙がっております。

そうしたら小野部会長、お願いいたします。

○小野委員 この計画自体が障害者権利条約の条文をたたき台にしてつくりましたので、この5番目の項目というのは、確かにここのご意見で挙がっている障がいのある人たちの家族の支援はとても大事なことですけれども、意識したいなと思っているのは、障がいのあるご本人の結婚、あるいは家庭を持つことを支援していくには何が一番大事なのか、どんなことが必要なのかということなので、そこが重要なんだろうな。

特に精神の方は、家族を持っていて精神の障がいを負ってというケースは多々ありますから、それを想定したサービスという点では、1つ目の丸や4つ目の丸なんかもあるんだと思うんですが、そういった視点から、何かきょうご意見がいただければと思います。

○岩崎会長 いかがでしょうか。

町田市内のグループホームで、世帯単位で入れるグループホームってあるんですか。

○小野委員 あります。

○岩崎会長 それはもう既に実践されているんですね。

ほかいかがですか。

じゃ、堤委員、どうぞ。

○堤委員 本人の結婚・出産・子育てでいつもネックになるのが、訪問ヘルパーはどこまで子育てにかかわれるかというような部分だったと思います。今、国の制度の中では家事援助で、子どもが小さいなら子育て支援はやってもいいよというのは出てきていますけれども、現実問題、重度訪問介護を使っている人は柔軟に対応できていたりしますが、それこそ移動なんかともかかわってくるんですけれども、お子さんの保育園の送迎とか、そういったことに関してくると本当に時間数が短かったり、例えば家事援助だったら1回1.5時間とか、そういう上限が出てきたりということで、そうです、ヘルパー制度が子育てにどこまで柔軟に対応できるかというところがとても大きなネックになっているかと思っています。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、ご意見いかがでしょうか。

○小野委員 小野です。町野さんが指摘をさせていただいている、これも障がいのあるご本人とその家族を支える支援だと思うんですが、実際にはこれはないんですね。

○町野委員 ない。困っている方がいたので。

○岩崎会長 そうしたら、この項目についてよろしいでしょうか。

そうしたら次の項目、保健・医療のことでございます。これに関する重点施策は、かかりつけ医・専門的な医療、予防・早期発見について設定されております。

そうしたら小野部会長、お願いいたします。

○小野委員 この点では、予防・早期発見等については個別にいろいろ出されているんですけれども、丸の5つ目、大久保さんから出されている点で、社会的入院が促進されない理由は、責任の所在が不明のままだからですと。これは保健所が取り組むべき課題であり、町田市においては地域福祉部と保健所の協働が不可欠ですと。ここが重要だろうなと思うんですけれども、

ここをどう具体化、実際の実行プランで立てられるものがあるかどうか、ご意見があればお聞きしたいという点です。

以上です。

○岩崎会長 いかがでしょうか。

あと、町田で実際やられているのかどうかも知りませんが、何か前、ほかの自治体でかかわっていたときに、いろんな医療機関にかかるときに、基本的な情報を常に最初から言わなきゃいけなくて非常に大変だということで、その人の医療情報に関して書いてある何かカードみたいなのをつくって、それで共有するようなことを調布か何かはやられているという話を聞いたんですけれども、町田でもやられているんですかね。

○中島担当課長 特に。

○岩崎会長 何かそういうふうな基本的な情報について、常に毎回1から話さなきゃいけないようなことをしないようにするような、情報を共有するようなものがあるみたいなことも聞いたので、ちょっとそのことも関係するのかなと思ったんですけれども。

はい、どうぞ。

○坂本委員 今回こういう会議があるものですから、市の福祉課とそれから保健所と1回、回ってみたんですね。本当は病院も前に行っていますけれども、そうすると、やっぱり連携がとれていないというのが同じ市の職員ですよ。ですから、もうちょっと連携のとり方というのは、何かきちんとつくってもいいのかなと。民間の会社でしたら、こういう情報の途切れるということはまずないし、福祉保健という面から見れば、もうちょっと改善の余地は幾らでもあるんじゃないかと。

それで、もう一ついいますと、隣の市なんかですと大学があるんですね。病院が、大学があって、それから保健のところと、それから福祉のところと、これが一貫通で全部流れるようになっていると。ですから、お隣さんは少しかわいそうですねという、向こうの人と色々な話をしたときに、その話をいただきました。参考のため。

○岩崎会長 あと、特になかなか計画にのせにくいんですけれども、現実的にはやはり障がいを持った方をうまく対応していただける内科医であったりとか眼科医であったりとか、それとか、病院自体はそもそもバリアフリーになっているのかとか、そういうふうな情報を何か共有できるようなことがあったらいいなみたいなことを前に聞いたことがあるんですけれども、その辺は町田では課題になっていないんでしょうかね。どうですか。

ちょっとそういったことも含めて、医師会や歯科医師会とご協力いただきながら、例えば合

理的配慮がどこまでできているのかみたいな情報が出せるようなことがあってもいいのかなと思うんですけども。

そうしたら、この保健・医療のことに関して、ほかはございませんでしょうか。

そうしたら次、情報アクセシビリティのところ、これは今回ご意見は特にいただいているんですけども、情報提供、意思疎通ということで出てきております。この点に関しては、例えば玉木委員とか、いかがでしょうか。情報アクセシビリティの問題と直接かかわる問題ではないかと思うんですけども。

○玉木委員 町田市聴覚障害者協会の玉木です。情報アクセシビリティですけども、本来事前に意見をまとめたものを送るつもりでしたんですけども、ちょっと間に合わなくて、今ここに自分の手元にあるだけなんですけども、ちょっとお話ししたいと思います。すごい項目がたくさんあるんですけども、全部お話ししてもよろしいでしょうか。

○岩崎会長 5分ぐらいで済めば助かります。

○玉木委員 はい、わかりました。

車の免許証のときに、聞こえないので、お金を払ってしたんですけども、お釣りが釣りなくて筆談とかをしたんですけども、職員の方がマスクをしていて全然筆談をしてもらえなくて、なかなか通じなかったということがあるんですね。本当に迷惑そうな顔をされて、とても大変なことがありました。

ある女性の方、聞こえない女性の方が発達障がいのお子さんがいて、声が不動産屋さんの息子が聞こえないので、健常の方を、中学2年生の子どもさんがお母さんのかわりに通訳をしたんですけども、暴言を吐かれてすごく子どもが傷ついて、引きこもりになってしまったという事例もあります。

大学に通いたいんですけども、手話通訳が必要なんですけども、できなくて困っています。文章能力もなかなか上達しなくて、大学に通いたいという聴覚障がい者の方がふえているんですけども、健常者と同じように、文章力のほうもなかなか難しいので難しいと。そういった人たちの保障などの、大学なんかに通いたい人の保障なんかのためにも、やはり通訳などもつけていただきたいなという意見がありました。

あとは病院ですとか、最後に2つなんですけども、私が聞こえませんと言っても、1時間、2時間も後回しに病院でされたことがあります。何回もお願いしているんですけども、やはりまだ理解がありませんので困っているなという事例があります。

もう一つ、銀行のカードなんですけども、なくしたときに本人が行って対応してもらわな

くてはいけないので、通訳と行かないで筆談でやるんですけども、なかなか苦手なので通じなくて、困って、そういったこともあるので、カードも管理なんかもできないという人もたくさんいます。

とりあえず、まとめて以上とさせていただきます。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。情報アクセシビリティに関して。

○風間委員 情報関係で、視覚の障がい者の情報なんですけど、昨日も点訳と朗読のボランティアサークルと話し合いをしたんですけど、町田市においては、その情報はだいぶよくなってきているんですけど、ただ、何でもかんでもつくればいいというものでもない。ただ、つくって利用者がいないというような話もあるので、やはり効率的に行うには、個人のニーズに応じてすぐに対処できるような方法をとったら、無駄のない音訳だとか点訳だとか、そういうようなものがつくってもらえるのではないかと考えております。

以上です。

○岩崎会長 風間委員、どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

そうしたら、次の項目に移らせていただきたいというふうに思います。

8、生活環境と安全・安心のこと。重点施策としては、生活環境にかかわることと防災の問題を挙げております。

そうしたら、小野部会長、お願いいたします。

○小野委員 生活環境のところでは特にご意見はなかったんですけど、特に防災のところでは幾つか出されました。もう少し詳しく説明を伺いたいと思ったのは、下から丸2つ目の堤さんからのご意見で、在宅重度身体障害者の緊急通報システムは、2人以上の協力員を見つけることや消防に通報されてしまうなどからハードルが高くて使いにくいと。高齢者の通報システムのように使いやすいものを望みますと。これをもう少しお聞きしたいと思っていました。

以上です。

○岩崎会長 いかがでしょうか。

それでは堤さん。

○堤委員 堤です。書いたとおりなんですけれども、障がい者のほうの緊急通報システムはやはりペンダントなんですけれども、ペンダントを押すと即消防に通報されてしまい、同時に近所で鍵を預けておくための2人以上の協力員を見つけること、できれば3人とまで言われたん

ですけれども、そういった条件があることで、やっぱりご近所に鍵を預けなきゃいけないとか、夜中に何かあったときに近所の人を起こさなきゃならなくなるとかというところで非常に使いづらくて、多分これ、緊急通報システムを欲しい人はいっぱいいるんですけれども、そこで二の足を踏んでしまう人は結構いる、私自身もその中の一人ですけれども、たまたま高齢者の通報システムのことを聞きに行ったら、こちらは企業委託でやっぱりペンダント、もしくは直接話をするという2つの方法があって、それは一旦コールセンターにつながって、コールセンターが企業委託になっていて、その状況によって救急車を呼ぶかどうか向こうが判断して、救急車でない場合は警備員を送るというシステムになっているそうなので、障がいのほうもそっちのほうはずっと使いやすいなと思っていたんですけれども、でも、これは65歳にならないと使えませんということで、障がいのほうも使いやすくしてほしいなということです。

それは今の小野委員に対する答えなんですけど、もう一つ生活環境でしたっけ。生活環境のほうでちょっと意見、後から私も車を運転している人からもらっていて、それがちょっと間に合わなかったんですけれども、その部分だけちょっと読みます。

車椅子を利用しているドライバーにとって、利用できる駐車場は少ない。コインパーキングを利用しようにも、ロックバンが運転席側に設置されており、スペースがあったとしても車椅子を置くことができません。また、車椅子優先駐車場でも必要のない人がとめてしまっている現状を目の当たりにします。一般の人への必要性の周知や駐車スペースの確保に取り組んでいただけるとありがたいですという、私たちは車は運転しないのでよく見えなかった意見ですけれども、もっともだなと思ったので加えさせていただきます。

以上です。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

じゃ、玉木委員、お願いいたします。

○玉木委員 町田市聴覚障害者協会の玉木です。

町田市災害対策計画を進め中です。この間、福岡から避難訓練の方をお呼びして、防災訓練をしたりしました。そういうことも、これからも町田市として協力をしていただきたいと思います。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

堤委員が言われた4点目の熊本学園大学のこの話、すごく重要だと思うんですね。やっぱり非常所というところ、どうしても緊急時なので、画一的な対応だけでされてしまうと思うんですけ

れども、やっぱり避難所であったとしても当然合理的な配慮があつて、いろんな形で避難所の中にまず行けると。さらに特別な支援がある人たちは別なところというのが本筋なのかなというふうに思いますので、ぜひ町田市のほうの避難所の考え方も、こういったことがベースになるといいなというふうに思いました。

じゃ、続きまして9、差別をなくすこと・権利を守ることでございます。重点施策としては、もちろん差別の解消、虐待の防止ということを挙げております。

そうしたら、小野部会長、お願いいたします。

○小野委員 風間委員のほうから丸3つ目のところで、差別を受けたと思う障がい者がその事例を報告しやすくしてほしいと。それを行政のところできちんと集約して、適切な対処をしてほしいということでのご意見が出ています。これはごもっともで、その仕組みをもっと実効性のあるものにしていかないといけない。

それから、18ページに今度は虐待について佐野さんのほうからご意見が出ていますが、グループホームでのトラブルや虐待というふうな通報があつたと。その解決のプロセスで、第三者による調整やあるいは現場の支援員の教育、ここは暮らしの部分とも重なる部分がありますけれども、アンガーマネジメントのスキルを備えた人材の必要性という点でいえば、確かに虐待防止という点では言えるかなと思います。

これは実際、今、僕自身もグループホームの責任者をやっていて、医療的ケアの重度の人たちの支援をしていて、毎晩夜勤と宿直が3名入っているんですが、余り法人の理事長が言うことじゃないんですけども、職員が月に10回の夜勤をしているんですよ。これは尋常ではない。介護施設等の実態を調べてもそこまでいっていないんで、その実情はやっぱり改善していかないといけないし、それを放っておくとやっぱりそういう問題につながるんだろうなと思っています。

ただ、17ページのところに戻っていただいて、下から2つ目の丸のところ、大久保さんのほうから各自治体で差別解消法の条例が制定されているが、町田市には制定されていない。これは、ぜひ受けとめていきたい意見だというふうに思っています。国は差別解消法を制定しましたが、他府県で条例が制定されています。条例というのは自治体の法律ですね。市町村でも制定されていて、東京は少ないんですが、八王子と国立が既に制定をしています。

今、東京都が条例の制定に動いています。もう来年の秋口には議会で通っていくと思うんですが、それを踏まえて、町田市でも条例を制定していくということの方向性を積極的に考えていきたいなと思っています。

以上です。

○岩崎会長 いかがでしょうか。

じゃ、堤委員、どうぞ。

○堤委員 まず、条例については小野委員の意見に賛成で、東京都でも具体的に動き始めているので、ぜひ町田でも動いてほしいと思います。

それから、その上の風間委員ののですが、まず事例報告しやすくすることというのと、事例を市民に逐一知ってもらう体制づくりというのは重要なんですが、さらに一步進めて、それぞれの事例で今、差別解消法は罰則はないといっても、例えば市として注意したり勧告したり、悪質なところに関してはきちんと名前を公開するとか、幾つかのそういう対応策、差別の訴えがあったことに対する、きっちりそれをどういうふうに分けていったのかということがシステムとしてきちんとつくられないと、単なる啓蒙だけで終わってしまうので、そういったシステムづくりまでをぜひ望みます。

以上です。

○岩崎会長 今の点に関しては、多分2つの方向性があるって、1つは非常に悪質な、悪意がある場合にはそういう対応が必要だと思うんですけども、多くの場合には多分理解がなくて、合理的配慮ができていない場合が多いと思うんですね。そうした場合には対話を促すというのが法の精神ですから、そうすると誰が対話を促すのかということ、やはりその当事者の人が頑張っていて話すというわけにいかないですから、やっぱり媒介をしてくれるとか、間を取り持っていていただくような役割がすごく重要だと思うんですが、清水委員にお伺いしたいんですが、例えば今の相談センターなんかで、多分そういう役割を結構担っていることがあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○清水委員 恐らくあるんだと思います。私もずっとそこに詰めているわけではないので、はっきりありますとは言えないんですけども、役割としてもセンターの職員が担っていけるといいなというふうには思っています。

ただ、一方で今、役割として本来やりたいべき相談支援というところが、行政の事務手続が今7割、8割を占めている状況なので、非常にそこがやりたくてもやれないというジレンマに現場は陥っているのは事実です。

以上です。

○岩崎会長 事務手続の中身というのは、給付にかかわるとか、そういうような感じですか。

○清水委員 1つは、そうですね、区分の調査も入っておりますし、あとNHKの受信の手続

だったりとか、障がいの申請であったりとか、そういう手続です。

○岩崎会長 それはちょっと、何か相談のところで考え直したほうがいいですね。やはりそういう事務手続は役所がやればいいことであって、やっぱり相談支援機関ですから、支援のところに多くの業務が割けるような形にしていく必要があるんじゃないでしょうかね。

○清水委員 今そこが結構大きな課題になっているかなというふうに思っています。

○堤委員 すみません、関連で。

現実問題、そういう悪質というかわからないですけども、暴言とか合理的配慮ができていないときに、対応しているのは何だかんだ言って当事者団体だったりするんですよね、交渉したり。ただ、この差別解消法という一定の法律ができた以上、行政機関の中で、それが支援センターになるのかどうかはわかりませんが、行政機関の中できちっとその仲介、対応するシステムができ、その結果がどこかに聞きに行けばまとまってわかるというような、そういうシステムができていないと、当事者団体がやったものというのはそういう公の場には出てこないで、そのシステムを市の中にきっちりつくってほしいと思います。

○岩崎会長 市が対応するものに関しては、一応この委員会で報告されて、多分、次回それに対しての報告があるというふうにお伺いしております。

ほか、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

そうしたら、続きまして次の課題、行政サービスのことです。重点施策に関しては、行政サービスのところで、合理的配慮や障がいについての職員研修をきちんと行いますというところを書いているんですけども、この点に関して小野部会長いかがでしょうか。

○小野委員 まだ計画部会でも、ここまでは突っ込んで議論ができていません。きょうご意見いただいているのは玉木さんからなんですが、特に、先ほども意見を出されていましたが、窓口での対応での配慮が一番、主張されたい点なんだろうなという理解をしています。

先日ニュースで福岡県のどこだったかな、何市だったかな、忘れちゃったな。市役所の職員全員が手話の練習をしながら、手話を覚えて独自対応するというのをやっているというのは、報道されていたのを記憶しています。

以上です。

○岩崎会長 これに関して、玉木委員のほうから追加で何かございますか。

○玉木委員 実際、町田市の場合は今、窓口は福祉。福祉はよくなっているんでないかと思いますが、ほかの課が、部署なんかはまだまだとだと思えます。けれども、以前と比べれば、結構状態はよくなっているのかなと思います。これから町田市も、行政がどんどんよく変わって

いってくださるのを期待しています。ただ、通訳不足ということだけはあるので、私のほうでもいろいろそういったことを指導していきたいと思いますので、ご支援をよろしく願いいたします。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

堤委員、どうぞ。

○堤委員 行政サービス、これは大分前から、この市役所ができたころからずっと言っているんですが、待ち合わせをできる場所、車椅子に乗っている私たちは椅子つきだからいいんですけども、足の不自由な人たちと待ち合わせをするときに、どうしても待ち合わせ場所に悩む現状が続いていて、あれだけ広い空間があるから、どこかにソファかベンチのようなものを、その担当部署の前には椅子はあるんですけども、もうちょっと、ほっと休んだり、待ち合わせのできるような、ロビーとまでは言わなくてもいいんですけども、そういった場所がぜひ欲しいなと思っていて、この間、利用者さんと待ち合わせをすることが結構あって、障がい福祉課に用があるわけじゃないんですけども、とりあえず障がい福祉課の前の椅子のところをずっと待ち合わせ場所として使っていて、何かありますかとわざわざ声をかけられちゃったりすると、すごくいづらかったりもするので、前の市役所は市民コーナーというのがあったり、ソファが何カ所か置いてあったんですけども、本当、足の悪い人と待ち合わせするときすごく神経を使うので、ぜひこれが、あんなに広い空間があるから、どこかにベンチみたいなもの。玄関の外の寒いところにあるんですけども、ぜひ中にちょっと座れる場所をつくってほしいと思います。

○岩崎会長 最初に町田市役所に来たとき、これが設計上のコンセプトだというふうな話も聞いたことがありますけれども、実際にはなかなか難しい。

○堤委員 そうなんですか。

○岩崎会長 何かそんな話を聞いたことがあるような、椅子は置かないコンセプトというふうな。

○堤委員 そうすると市民にやさしくないと、とても思います。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○谷内委員 谷内ですけれども、他市からのご依頼をいただく件で、行政サービスの中でも図書館とか、あと児童館なんかでもいろんなトラブルと申しますか、障がい者の方と職員とのというのがありまして、特にやっぱり図書館職員の方なんかはこの差別解消法をどこまで理解を

していただいている、また、実際どんなことが起きているのかなんかを、ぜひ町田市でも進めていただければと思います。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

そうしたらもう時間が大分押しておりますので、最後、理解・協働のことでございます。

○玉木委員 玉木なんですけれども、窓口のことで思い出したんですけれども、手話通訳設置の場合は、ほとんど、例えば水曜日はオーケーなんですけれども、ほかの日は設置がないので、ほかの仕事をしている人を呼ばなくちゃいけないので大変なんです。できるだけ利用者、手話のできる人がいたら、聾者が来た場合は優先的にほかの仕事をやめて対応していただければいいと思います。必ず聾者の人が来たら、その通訳のできる人とかわってほしいなと思います。すぐに対応できてくれないということで不満が起きていますので、解決をお願いいたします。

○岩崎会長 ありがとうございます。

そうしたら、すみません、理解・協働のことにいきたいと思います。重点施策は、障がいについての理解、地域社会への参加です。

大分時間が押していますので、簡単にぜひお願いいたします。

○小野委員 ここでご意見いただいている内容がこのテーマに即しているのかなという感じがちょっとしたので。ただ、提案されている市内の障がい福祉サービス事業所等を対象とする雇用実態調査とか、あとはもっと幅広いニーズ調査とか、そういったものは必要だろうなというふうに思っています。

一番下のボランティアのところで、医療的ケアを必要としている方へも専門のボランティア、結局医療的ケアってボランティアでできないので、ここは訪問看護との連携とか、訪問看護ステーションとの情報交換とか、研修の場とかということになると思うんですけれども、これも障がいについての理解や地域社会への参加というテーマとはちょっと違うので、ほかのところで生かしていきたいと思っています。

以上です。

○岩崎会長 これに関して、何かご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。理解・協働のことでございます。

じゃ、どうぞ。

○堤委員 理解・協働に関連するのかなと思うんですが、今、介護職がどこも、それはグループホームにしても訪問ヘルパーにしても本当に人手不足で、人材不足で悩んでいるんですが、そういった福祉とか介護、障がい者とかかわることのイメージのイメージアップの試み、福祉に携わる仕事というのは魅力的な仕事なんだよというようなところを、何かそういうイメージアップの取り組みをしていただけたらいいなと思います。上にある事業所の職員の表彰制度というのも、そういうのにつながるのかなと思うんですが、とにかく今のイメージ悪化みたいなものじゃなくて、若い人たちにこういう福祉の仕事をやりたいと思わせるような何かをぜひ考えていただけたらと思います。

○岩崎会長 それは大学関係者としても非常に望むことではございます。

ほか、よろしいでしょうか。

実はこの進行台本のところで、どんなに延びても8時5分までにこれを次へいけというのがあったので、ちょうど今びつたし8時5分かなというふうに思っているんですけども、よろしいでしょうか。

たくさんのご意見いただき、ありがとうございます。アンケートは本日の協議会のほか、相談支援部会、就労生活支援部会にもとっております。皆様のご意見を参考に、どんな事業を市で具体的にやっていくべきか、障がい者計画部会で検討してもらいます。障がい者計画部会での議論の内容は、協議会にも共有するように事務局、お願いいたします。

○金子統括係長 はい。

○岩崎会長 それでは、【3】報告事項の(1)町田市障がい福祉事業計画(第5期計画)について、小野委員、お願いいたします。

○小野委員 この障がい者計画の実行プランと同時進行で、障がい者計画部会で障がい福祉計画の見直し作業を進めています。5月17日に計画部会を開いて、きょう6月26日ですね。5月17日に計画部会の中に作業部会というのを設けました。その作業部会を中心に第4期の計画の検証を行います。

そこでその検証作業を積み重ねて、7月から8月にかけて到達点、課題、きょう出されたご意見の特に福祉、相談、医療、労働などもその計画には関連してきますが、8月上旬ぐらいまでにその検討を進めて、9月の計画部会にて提案をしていく予定でいます。

なお、障がい者施策推進協議会、この場には今後11月の協議会で、福祉計画の進捗状況の評価と、それと第5期の計画の提案をしていきたいと考えています。

以上です。

○岩崎会長 今の小野委員からの報告について、ご質問やご意見がある方いらっしゃいますか。

○小野委員 補足です。

例えば前回、坂本委員からのご意見もあって、今回ちょっとデータを、実績値を見るのに居宅支援とか、それから日中活動、就労などのそれぞれの事業サービスの利用者の障がい種別のところで、精神についてデータを全て抽出をして評価をするということを進めています。

○坂本委員 時間があれば、できるだけ計画部会にもオブザーバーで出席したいので、スケジュールとかなんかが決まれば、ぜひ連絡してほしいなど。それから、あと、相談部会のほうもぜひ会合に顔を出して、傍聴席で聞かせていただきます。よろしくお願いします。

○岩崎会長 よろしいでしょうか。ほか、ご質問ございますか。

そうしたら、時間が押していますけれども、簡単に残りの報告事項、報告をしてもらいたいと思います。

(2) 2016年度の町田市の障がい者虐待について、よろしくお願いいたします。事務局からお願いいたします。

○有田担当係長 事務局有田から報告させていただきます。

資料2、町田市における障がい者虐待の状況についてをごらんください。

こちらは虐待判断の状況となっております。2012年10月施行の障害者虐待防止法に基づいて、通報受付及び対応した事案を集計しています。2012年度については、同年の10月1日からの相談となっております。

町田市では大体、例年20件程度の通報がありますが、2016年度の通報は18件、このうち訪問調査や関係者に事情を聞くなどして虐待と認定したものが5件、虐待なしと認定したものが7件、年度内に虐待が確認できなかったものですか対象外となったものが6件ありました。

傾向ですが、町田市では養護者や施設従事者による虐待に関する通報が多く、虐待種別としては身体的虐待や心理的虐待が多くを占めています。また、知的障がいのある被虐待者の件数がほかの虐待に比べ多くなっておりまして。これは、都全体でも同様の傾向にあります。知的障がいの方は、被虐待者自身が虐待行為と判断できない場合や虐待を受けていることを訴えられない場合が多く、関係者、支援者などが発見し通報するケースが多くなっています。

なお、施設従事者については、2014年度をピークに減少傾向にあります。これは、障がい者虐待防止の周知に加え、市が施設に対して実施している出前研修などの一定の成果とも考えられています。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

今のご報告に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、続けて、報告事項の（３）2016年度の障害者優先調達推進法に関わる町田市の取り組みについて、事務局からお願いいたします。

○金子統括係長 事務局の金子です。

障害者優先調達推進法の取り組みについて、資料3をごらんください。

こちらの優先調達推進法ってどういうものなのか、ご存じのない方もいらっしゃると思いますので簡単に説明しますと、障がいのある方の働く施設ですとか企業とか、多く働く企業から、行政は優先して物品や役務を調達しましょうという法律になっています。

物品でいいますと、2016年度は約1,000万の実績がありましたが、どのようなものがあるかといいますと、障がい者の施設でつくっているトイレトーパーですとか、あと花の苗、食べ物なんかその物品の中に入ります。

役務については、2016年度で3,250万の実績がありましたが、どんなものがあるかといいますと、公園の清掃ですとか印刷、あと封入ですとか草刈りというようなものがございます。

2016年度は前年度に比べて、合計して3,800万から4,300万と大幅に実績のほうは上がっている状況でございますが、いろんな部署で購入した実績がございます。そちらの例が2番の調達実績の概要、役務、物品、まとめというところを書いてありますが、11の部署で新たに取り組んだということがわかっています。

障がい福祉課としましては、障がいのある方の働く施設とかで提供できる商品ですとかを紹介したりですとかということにことしも力を入れて、昨年度は力を入れて進めてきた成果がそこに出ているのかなというふうに思っています。

また、そのほかにも民間事業者への周知というところにもことし取り組みまして、町田商工会議所さんのほうの協力も得て、商工会議所ニュースのほうに記事を掲載させていただいたりとか、あと町田市の事業を民間の事業者が実施しているという指定管理施設にも、障害福祉施設からの調達について所管する課を通じて協力を依頼したというようなことを行ってきました。大体、指定管理施設のほうは町田市で100ぐらいあるんですね。そういうところからも実績が上がると、障がいのある方の生活も変わってくるのではないかなというようなことで取り組みました。

報告は以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

今の報告に関して、ご質問やご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、以上で報告事項は終了いたします。

【4】その他、何かある方はいらっしゃいますか。

じゃ、堤委員、どうぞ。

○堤委員 質問なんですけれども、2番の実行プラン、アンケートのまとめに関連してで、一番最初に、これからある人はまだ出してもいいですよというお話がありましたけれども、いつまでならまだ、少しこれを集めたりしているんですが、いつまでなら大丈夫ですか。

○岩崎会長 事務局、いかがでしょうか。

○金子統括係長 事務局の金子です。

今週の木曜日に相談支援部会がございまして、それまででしたらば、次の障がい者計画部会のほうに資料として提出できるかと思っておりますので、できれば木曜日までに出していただけたらと思います。

○堤委員 それを過ぎたら無理でしょうか。

○金子統括係長 事務局の金子です。

それを過ぎましたら、障がい者計画部会の委員さんのほうに託していただけるといいかなと思っておりますが、当日資料として事務局のほうから提出することもできなくはないかなと思っておりますので。

○堤委員 じゃ、ぎりぎり計画部会までと考えていいですね。

○金子統括係長 はい。

○堤委員 ちょっと相談部会までに自信がないので、ありがとうございます。

○金子統括係長 ちなみに、次の障がい者計画部会については7月13日ということになります。よろしく願いいたします。

○堤委員 相談じゃなくて、計画部会ですね。

○金子統括係長 計画部会です、はい。

○堤委員 ありがとうございます。

○岩崎会長 ほか、よろしいでしょうか。

○佐野委員 すみません、佐野と申しますけれども、先ほどに全然戻っちゃうんですけども、私の書いた文章が18ページにあるんですけども、私、全部羅列して書きちゃって、グループホームの件はグループホームに自動的に入るものだと思ったのでこんな書き方なんですけれど

も、障がい者のグループホームはグループホームのところにに入れていただきたいし、それから、福祉法人がまんべんなくグループホームと、こういう書き方で始まっているところは丸にして、このままでいいと思うんですけども、一番最初の初めのほうのグループホームのニーズが足りないということを言いたかったんですけども、そこはグループホームのほう、ありましたよね、生活に関する。そっちに入れ直していただきたいんです。

○岩崎会長　じゃ、それは計画部会のほうの資料のほうに出すときに訂正してということでしょうか。

○佐野委員　はい。

○岩崎会長　ほかはいかがでしょうか。

　そうしたら、事務局どうぞ。

○金子統括係長　事務局の金子です。

　ここでちょっと報告をさせていただきたいと思うんですけども、障がい児の計画についてです。障がい児の計画については、今回、障がい福祉事業計画のほうから抜いて、子ども生活部というところで取り組むという話は以前したと思います。障がい児の福祉計画については、町田市の子どもマスタープランの下位計画として、名称を町田市子ども発達支援計画として、子ども生活部のほうで策定を進めています。こちらの計画の策定については、市長から町田市子ども子育て会議というところに計画案の作成を諮問しました。

　計画案の作成に当たっては、4名の方の臨時委員を追加で参加をお願いしています。臨時委員としましては、障がい者団体の代表、それから学識経験者、あと、障がい児支援に係る事業者の代表、放課後等デイサービス事業者の代表になります。あと、特別支援学校の先生ということで、こちらの4名の臨時の委員が入って今、検討を進めているところです。

　こちらのスケジュールなんですけれども、ことしの6月に障がいのあるお子さんの親御さんを対象にニーズ調査を実施して素案の検討をしていき、12月に計画案が完成されます。その際に、その計画案に対しパブリックコメントといたしまして、市民のご意見を聞く場を設けたいということで、そういう経過を経て、来年の3月に完成するという予定で動いています。

　以上、報告です。

○岩崎会長　今の支援計画の会議には、森山委員も出席されていると聞いておりますけれども、何か補足ございますか。

○森山委員　森山です。特に大きな補足はないですけども、6月30日までがニーズ調査の期間になっているのかなということ、そして各関係機関、保育園ですとか幼稚園、小学校、中学

校等々にも関係機関への実態調査という形でニーズ調査をしているということ。あと、ヒアリング調査ということで、すみれ教室ですとか医療機関、訪問看護ステーション、保健所等々の聞き取り等も行っていますということでした。

まだ、これが出てから具体的な検討になっていくのかなというふうに思いますので。ただ、会議の中ではすごい活発な意見がたくさん出て、よりよいものがつくっていったらいいなというふうに思っています。今週、水曜日から木曜日が3回目になっていますので、またご報告できればと思っています。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

今のことにに関して何かご質問、ご意見ある方いらっしゃいますか。

そうしたら、よろしければ、佐藤委員。

○佐藤繭美委員 すみません、先ほど手を挙げるタイミングを逸してしまったので、今になって申しわけありません。

報告事項の中で、町田市の障がい者虐待の実態についてご報告があったかと思うんですけども、簡潔なご報告でわかりやすい、全体のイメージはつきやすいと思うんですが、虐待の種別の中でやっぱり微妙に難しい、心理的虐待ってどういうものが認定されて、どういうものが認定されなかったのかというところぐらいは少し簡潔にご報告いただくと、推進協ですので、やはりそういう知識を入れていただくことも一つこの役目を果たすのでいいのかなというふうに思っていて、一言つけさせていただきました。すみません、ありがとうございました。

○岩崎会長 今何かそれについて補足できますか。

○有田担当係長 事務局有田です。

心理的虐待について、やはり暴言ですとか、そういったものかなと思うんです。虐待として認定されなかったもの、やはりそういった言動があったとか、殴られたということがあれば当然、虐待としては認定されるんですけども、ご本人からの虐待だという通報はあったんですが、事実確認をしたところ、それが本来はなかったと。ご本人がおっしゃることとなかなかそこがそごが、うまくいかないことであった場合には、やっぱり虐待があったとはちょっと認定しがたかったというところでしょうか。以上でよろしいでしょうか。

○佐藤繭美委員 はい、ありがとうございました。

○岩崎会長 それって、不服申し立てみたいのができるんですけど。例えば、本人は虐待があると言って、調べたけれどもなかったと。でも本当は、もう一回ちゃんと調べてくれる上級審

みたいところでやるというような手続は何かあるんですか。

○小野委員 ないです。

○有田担当係長 特にそれをまた上にといいのはないですね。ただ、ご本人とはその後も、当然かかわりを私たちのほうで持っていくので、お話としてそこが難しかった場合、でも何が問題だったんだろうかということで、ケースワークの方向には行っていくかと思います。

○小野委員 小野ですけれども、虐待防止法の児童にしても高齢にしても障がいにしても、結局その通報とその調査の範囲内で、児童のほうは結局もう少し突っ込んで、家庭に行政サイドが、行政が入っていける仕組みにはなったんですけども、家裁の許可が必要だとか、すごい制約があるんですよね。だから結局、虐待防止法は本当の意味での虐待の根絶にはならない。だから、やっぱり差別解消法というか、むしろ僕は差別禁止法と言いたいですけれども、その条例の徹底、合理的配慮の徹底が必要なんだろうと思います。

○岩崎会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の内容は終了とさせていただきます。

じゃ、進行を事務局にお戻しいたします。

○中島担当課長 岩崎会長ありがとうございます。

本日は、実行プランに対してのアンケートのご協力及び活発なご意見、ありがとうございます。7月、9月、11月に障がい者計画部会が行われる予定になっております。適宜、協議会の皆様にも情報をお伝えできるように工夫してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

本日、次第の下にもご案内してありますが、次回第3回協議会は11月に開催を予定しております。改めて開催通知を出させていただきますので、ご確認いただければと思います。また、11月に向けて委員の皆様には会長と相談した上で、またご意見を募集することもあるかと思しますので、その際にはご協力よろしくお願いたします。

それでは、これにて本日の会議の終了をいたします。皆さんお疲れさまでした。

午後8時24分 閉会